◇**特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令**（政令第三九八号）（厚生労働省）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二三年法律第一二六号）の施行期日は、平成二四年一月一三日とすることとした。

◇**特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令**（政令第三九九号）（厚生労働省）

1　特定無症候性持続感染者に係る定期検査費の額の算定に当たって、定期検査に要する費用から控除する給付の根拠法律は、次に掲げる法律とすることとした。（第一条関係）

㈠　健康保険法

㈡　船員保険法

㈢　国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

㈣　国民健康保険法

㈤　地方公務員等共済組合法

㈥　高齢者の医療の確保に関する法律

2　社会保険診療報酬支払基金が定期検査費及び母子感染防止医療費の支払額を決定するに当たって、意見を聴く審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とすることとした。（第二条関係）

3　政府が社会保険診療報酬支払基金に交付する資金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況及びその見込みを勘案して、交付することとした。（第三条関係）

4　その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行の日（平成二四年一月一三日）から施行することとした。

◇**社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定**（条約第一七号）（外務省）

この協定は、日本国とスイスとの間で年金制度及び医療保険制度の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金とし、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される制度とし、スイスについては、老齢保険及び遺族保険に関する連邦法、障害保険に関する連邦法及び疾病保険に関する連邦法とする。（第二条関係）

㈡　協定は、日本国民又は日本国の出入国管理に関する法令に基づき日本国の領域内における永住を適法に認めている者並びにこれらの家族及び遺族、スイス国民並びにその家族及び遺族等に適用する。日本国の法令の適用に当たっては、スイス国民等は日本国民と同等の待遇を受ける。また、スイスの法令の適用に当たっては、日本国民等はスイス国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣され、又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。その派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。当該派遣又は自営活動の延長期間が五年を経過した後一年を超えない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局等は、他方の締約国の権限のある当局等による事前の同意を得ないで、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することを認めることができる。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　日本国については、日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するため、スイスの法令による保険期間を考慮すること等、日本側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一三条～第一五条関係）

㈡　スイスについては、スイスの実施機関は、スイスの障害保険による通常年金の給付を受ける権利の取得の要件を満たさない者について、日本国の法令による保険期間を考慮すること等、スイス側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一六条～第一九条関係）

4　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人情報は、協定を実施する目的のために、かつ、受領国の法令等に従って使用することができる。（第二三条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二六条関係）

㈢　協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国で就労していた者については、その派遣及び自営活動の期間は、協定の効力発生の日に開始したものとみなす。協定の効力発生前に行われた決定は、協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。（第二八条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）